

令和 7 年神審第 4 号

裁 決

モーターボート A 係留ブイ衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 3 年 1 0 月 4 日 1 8 時 5 3 分

福井港福井区

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

総 ト ン 数 1.5 トン

登 録 長 5.6 0 メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 8 4 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央に操舵区画を設け、同区画前部右舷側に舵輪、その右側に機関遠隔操縦装置を、舵輪の左側にGPSプロッターを備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和3年10月4日18時30分福井県坂井市所在の係留地を発し、福井港福井区南部の佐野山グリに向かった。

ところで、福井港福井区には、福井国家石油備蓄基地大型タンカー用一点係留ブイバース（以下「一点係留ブイ」という。）が敷設されており、一点係留ブイには同ブイの位置を示す、光達距離が5海里で、灯質が毎15秒に白光のモールス符号（U）を発する福井港福井国家石油備蓄基地シーバース灯及び視程が1,100メートル以下で、かつ同灯を中心として半径1,100メートル以内の海面に船舶がない場合、毎30秒にモールス符号（U）を吹鳴し、半径1,100メートル以内に船舶が近づいた場合は20秒を隔てて、半径800メートル以内に船舶が近づいた場合は10秒を隔てて、半径500メートル以内に船舶が近づいた場合は3秒を隔ててそれぞれ3秒間吹鳴する霧信号が備わっていた。

また、a受審人は、福井港福井区に一点係留ブイが敷設されていること、及びAに搭載されていたGPSプロッターの画面に一点係留ブイが表示されることをそれぞれ承知していた。

a受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たって福井港西方沖合を南下中、福井国家石油備蓄基地南側の工場の明かり（以下「工場の明かり」という。）が見えてきたので、同明かりを船首目標とすることとし、18時51分僅か過ぎ福井北防波堤灯台（以下「福井北灯台」という。）から254度（真方位、以下同じ。）2.12海里

の地点で、針路を工場の明かりに向く163度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

18時51分半僅か前a受審人は、福井北灯台から251度2.12海里の地点に達したとき、一点係留ブイが正船首1,000メートルのところとなり、その後同ブイに向首して接近する状況となったが、船首目標に気をとられ、GPSプロッターで一点係留ブイとの位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、一点係留ブイに向首したまま続航し、18時53分福井北灯台から237度2.22海里の地点において、Aは、原針路、原速力で、同ブイに衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、右舷船首部外板に破口等を生じ、のち廃船処理され、一点係留ブイは、浮体に修理を要しない擦過傷を生じ、a受審人が左眼球破裂等を、同乗者2人が顔面多発骨折、びまん性軸索損傷等をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件係留ブイ衝突は、夜間、福井港西方沖合において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、一点係留ブイに向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、福井港西方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、一点係留ブイに衝突することのないよう、GPSプロッターで同ブイとの位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、船首目標に気をとられ、船位の確認

を十分に行わなかった職務上の過失により、一点係留ブイに向首して接近する状況に気付かないまま進行して同ブイに衝突する事態を招き、船体及び一点係留ブイに損傷を生じさせ、同乗者2人を負傷させて自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年7月16日

神戸地方海難審判所

審判官 桐 井 晋 司